

## きょうと元気な地域づくり応援ファンド支援事業助成金 に係る収益納付取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、きょうと元気な地域づくり応援ファンド支援事業助成金交付要領（以下「交付要領」という。）に基づき、収益納付の取扱について必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において使用する用語は、この要領に特段の定めのない限り、交付要領において使用する用語の例によるものとする。

### (納付対象期間)

第3条 収益納付の対象期間は、助成事業が終了した日の属する助成事業者自らの事業年度（以下「事業年度」という。）から5年間（事業年度を含む。）とする。

### (納付額の上限)

第4条 収益納付の累計額は、助成金額を上限とする。

### (納付額の減額)

第5条 助成事業に関し、新たに従業員等を雇用した場合には、支払われた賃金総額の2分の1を納付額の上限から減額できるものとする。ただし、納付後に雇用が発生した場合には、納付済みの納付金は、返却しない。

### (収益納付額の算定)

第6条 収益納付額の算定は、別表1のとおりとする。

2 助成金の交付を2回以上受けている助成事業者にあつては、助成事業ごとに算定するものとする。

### (報告書の提出)

第7条 財団は、助成事業に係る収益の状況を捕捉するため、助成事業者に対し、事業年度の翌年度から5年間、毎年指定した期日までに、きょうと元気な地域づくり応援ファンド支援事業に係る収益状況報告書（様式1）の提出を求めることができる。

(収益納付の実施)

第8条 財団は、前条の報告書により、収益納付の必要があると認めた場合には、収益納付請求書(様式2)により、助成事業者に収益納付の請求を行うものとする。

(経過規定)

第9条 平成25年度以前の助成事業に係る助成事業者は、第6条第1項の規定にかかわらず、別表2による算定を用いることができるものとする。ただし、当初に選択した算定方法を変更することはできない。

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか、収益納付に関して必要な事項は、財団が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

(様式1)

平成 年 月 日

公益財団法人京都産業21 理事長 様

所在地  
名称(法人名)  
代表者職・氏名

印

きょうと元気な地域づくり応援ファンド支援事業に係る収益状況報告書

平成 年 月 日付けで交付決定を受けた上記事業に係る平成 年 月から平成 年 月期の収益状況について、下記のとおり報告します。

記

1 別表1による算定

(平成25年度以前の助成事業に係る助成事業者で、別表2による算定を選択する場合は、記入不要です。)

(単位:円)

助成金確定額 (A)	助成事業に係る 新たな従業員等 の賃金総額 (B)	左欄の賃金総額 の2分の1 (b)	納付累計 上限額 (C)	助成事業に係る 当該年度 収益額 (D)
	「別紙」参照 0	0	A-b 0	J-K 0

控除額 (E)	助成事業に係る 当該年度までの 支出総額 (F)	基準納付額 (G)	前年度までの 納付額累計 (財産処分によ る納付を含む) (H)	納付額 (Y)
Lの1/5 0	「別紙」参照 0	$(D-E) \times A/F$		下記参照

助成事業に係る 当該年度収入額 (J)	F内の当該年度 支出 (K)	助成対象経費 (L)
	「別紙」参照	実績報告書記載額

## (注意事項)

1 助成金の交付を2回以上受けている助成事業者にあつては、助成事業ごとに算定すること。

2 **B「助成事業に係る新たな従業員等の賃金総額」**：「助成事業並びに助成事業の実施結果の企業化、産業財産権等の譲渡若しくは実施権の設定又は、その他助成事業の実施結果の他への供与」(以下「助成事業の企業化等」という。)のために、新たに雇用した者全員の当該年度(毎年の報告対象である事業年度。以下同じ。)まで(当該年度を含む。)の賃金の合計額をいう。

なお、「助成事業の企業化等のために新たに雇用した者」とは、助成事業の交付決定日(事前着手が行われた場合は、着手日)以降において、助成事業の企業化等のために「新たに雇用された者で、雇用の形態、人数、雇用期間等に関わらず、助成事業の企業化等に従事している者」をいう。→別紙「補助表1」参照

3 **C「納付累計上限額」**：「助成金確定額(A)」から「助成事業に係る新たな従業員等の賃金総額(B)」の2分の1(ただし1円未満切り捨て)である(b)を差し引いた額をいう。(A-b)

4 **D「助成事業に係る当該年度収益額」**：助成事業の企業化等による当該年度の総収入額(J)から総収入を得るに要した総支出額(製造原価、販売管理費等)(K)を差し引いた額をいう。**(D=J-K)**

5 **E「控除額」**：助成対象経費に消費税を加えた額(実績報告書中の収支決算書(交付要領様式第7号の2)の支出内訳書の合計の額)(L)を5(年)で除した額をいう。(ただし1円未満切り捨て)

6 **F「助成事業に係る当該年度までの支出総額」**：当該年度まで(当該年度を含む。)に助成事業の企業化等に係る費用として支出された全ての経費(助成事業に係る全経費を含む。)をいう。→別紙「補助表2」参照

7 **G「基準納付額」**：「助成事業に係る当該年度収益額:D」から「控除額:E」を差し引いた額に、「助成金確定額:A」を乗じ、「助成事業に係る当該年度までの支出総額:F」で除し、1円未満を切り捨てた額をいう。(G=(D-E)A/F)

8 **H「前年度までの納付額累計(財産処分を含む)」**：当該年度の前年度までの収益に伴う納付金の累計及び交付要領第17条に基づく財産処分に伴う納付金の合計額をいう。

9 **K「F内の当該年度支出」**：F「助成事業に係る当該年度までの支出総額」(補助表2)のうち、当該年度に支出した支出額をいう。

10 **L「助成対象経費」**：助成金採択を受けた年度に実績報告書で報告した総事業費をいう。

11 **Y「納付額」**：「基準納付額(G)」、「前年度までの納付額累計(H)」及び「減額後の納付額の上限額(C)」との比較により、以下のとおりとなる。

- ①  $C \geq G + H$  の場合  $Y = G$
- ②  $G + H > C > H$  の場合  $Y = C - H$
- ③  $C \leq H$  の場合  $Y = 0$
- ③  $C = H$  又は  $C \leq 0$  の場合  $Y = 0$

## 2 別表2による算定

- 2 平成25年度以前の助成事業に係る助成事業者で、別表2による算定を選択する場合  
(別表1による算定を行う助成事業者は、記入不要です。)

(単位:円)

助成金確定額 (A)	助成金確定額の3分の1 (納付累計上限額) (a)	助成事業に係る 当該年度 収益額 (D)	基準納付額 (g)	前年度までの 納付額累計 (財産処分による 納付を含む) (h)	納付額 (y)
	$A \div 3$	J-K	$D \times 2 / 100$		下記参照
	0	0	0		

助成事業に係る 当該年度 収入額 (J)	F内の当該年度 支出 (K)
	「別紙」参照

### (注意事項)

- 助成金の交付を2回以上受けている助成事業者にあつては、助成事業ごとに算定すること。
- a「助成金確定額の3分の1(納付累計上限額)」：「助成金確定額(A)」を3で除し、1円未満を切り捨てた額をいう。
- g「基準納付額」：「助成事業に係る当該年度収益額(D)」(ただし、100万円以上の場合に限る。)に2/100を乗じ、1円未満を切り捨てた額をいう。 $D \times 2 / 100$   
 $D < 100$ 万円の場合  $g = 0$   
 $D \geq 100$ 万円の場合  $g = D \times 2 / 100$  (1円未満切り捨て)
- h「前年度までの納付額累計(財産処分による納付を含む)」：当該年度の前年度までの収益に伴う納付金の累計及び交付要領第17条に基づく財産処分に伴う納付金の合計額をいう。
- y「納付額」：「基準納付額(g)」、「前年度までの納付額累計(h)」及び「助成金確定額の3分の1(納付累計上限額)(a)」との比較により、以下のとおりとなる。
  - $a \geq g + h$ の場合  $y = g$
  - $g + h > a > h$ の場合  $y = a - h$
  - $a = h$ の場合  $y = 0$

### ◆参考 「きょうと元気な地域づくり応援ファンド支援事業助成金交付要領」 (財産処分の制限)

第17条 助成事業者は、財団が定める期間内に、助成事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)を助成金の交付の目的以外の用途に使用し、他の者に貸付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、又は債務の担保の用に供しようとするときは、財団の承認を得なければならない。

2 財団は、前項の承認を受けた助成事業者が取得財産等の処分をすることにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を財団に納付させることができる。

(別紙)

(別表1関係)

補助表1 「助成事業に係る新たな従業員等の賃金総額」(B)

雇用期間 ※1 (年 月 日～年 月 日)	氏名 (正規・パート・アルバイト等)	賃金 ※2 $\alpha$ (円)	ファンド事業従事 割合 $\beta$ (%)	ファンド関係賃金 ※3 (円)
H 年 月 日～H 年 月 日				
H 年 月 日～H 年 月 日				
計 = (B)				0

※採用年月日と雇用が終了した日(報告対象事業年度の決算日時点で継続雇用されている場合は、決算日)を記入してください(ファンド事業開始前から採用されている従業員等は、対象になりませんのでご注意ください。)

※対象となる従業員の採用日以降の賃金台帳に記載された賃金の合計

※「助成事業の企業化等」以外の業務と兼務されている場合は、従事量により按分してください。 $\alpha \times \beta \div 100$

※複数回採択の場合は、同一従業員等を重複して計上することはできません。

(別表1・2関係)

補助表2 「助成事業に係る当該年度までの支出総額」(F)

(単位:円)

期間	金額
H 年 月～H 年 月	
H 年 月～H 年 月	
合計	0

F(支出総額)のうち、  
当該年度の支出額がK

※当該年度まで(当該年度を含む。)に助成事業の企業化等に係る費用として支出された全ての経費(助成事業に係る全経費を含む。)を事業者年度ごとに記載してください。

## 請 求 書

金額		千	百	十	万	千	百	十	円
----	--	---	---	---	---	---	---	---	---

ただし 平成 年度きょうと元気な地域づくり応援ファンド支援事業  
助成金の平成 年度の収益に係る納付金として上記の金額を請求  
します。

平成 年 月 日

様

請 求 者

住 所 〒600-8813 京都市下京区中堂寺南町134

名 称 公益財団法人 京都産業21

代表者 理事長 村 田 恒 夫 ⑩

本書の金額は、下記口座に振込願います。

なお、恐れ入りますが、振込手数料につきましては、ご負担いただきますよ  
う、お願い申し上げます。

口座開設場所	
預 金 種 別	
口 座 名 義	
振 込 期 日	平成 年 月 日 までをお願いいたします。